

山梨県公報

第二千三百十二号

平成二十五年

四月四日

木曜日

目次

土地改良区の定款の一部変更の認可	一四九
収入証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更	一四九
手数料の収納事務の委託	一四九
公安委員会	
一般競争入札について	一四九

告示

山梨県告示第四百十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平成二十五年三月二十七日朝穂壇土地改良区の定款の一部変更を認可した。

平成二十五年四月四日

山梨県知事 横内 正明

山梨県告示第四百十九号

山梨県収入証紙条例(昭和三十九年山梨県条例第十七号)第六条第一項の規定により指定した山梨県収入証紙指定売りさばき人の収入証紙の売りさばき場所について、次のとおり変更することを認めた。

平成二十五年四月四日

山梨県知事 横内 正明

売りさばき場所		住所	氏名	変更年月日
変更前	変更後			
山梨市小原西九	甲州市塩山上塩	甲州市塩山上塩	峡東地区獺友	平成二十五年

百五十五番地	後千二百三十九番地一	後千二百三十九番地一	会 会長 依 四月一日
	田忠紀		

山梨県告示第五十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり手数料の収納事務を委託した。

平成二十五年四月四日

山梨県知事 横内 正明

- 一 委託の相手方
南アルプス市下高砂八百四十七番地 一般財団法人山梨県交通安全協会
- 二 委託に係る手数料
パーキング・チケット発給手数料
- 三 委託の期間
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

公安委員会

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十五年四月四日

山梨県警察本部長 真家 悟

- 一 一般競争入札に付する事項
- 二 役務の名称及び数量
- 三 山梨県甲府警察署管内における放置車両確認事務委託 一式
- 四 役務の仕様等
- 五 入札説明書で定める内容等であること。
- 六 履行期間
平成二十五年七月一日から平成二十八年六月三十日まで
- 七 履行場所
山梨県甲府警察署の管轄区域

- 5 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 二 一般競争入札の参加資格
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 平成二十五年年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十五年山梨県告示第八十八号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
- 3 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- 4 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第四十一条第一項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第九十九条第一項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 5 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条第一項又は第二項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 6 民事再生法附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第二十一条第一項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。
- 7 現に、法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していないこと。
- 8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員が経営し、又は実質的に経営を支配していないこと。

- 9 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としないこと。
 - 10 純資産一千万円以上の株式会社、正味財産一千万円以上の公益法人又はこれらに準ずる法人であること。
 - 11 法人向けサービスの業歴が二年以上であり、過去二年以内において当該業務に関して刑に処せられたことがないこと。
 - 12 入札参加資格確認時において駐車監視員を四名以上雇用していること。
 - 13 業務知識・遂行能力向上のための研修に関する規程を定めており、当該規程に基づき研修を実施していること。
 - 14 自主検査に関する規程を定めており、当該規程に基づき自主検査を実施していること。
 - 15 報奨・ペナルティに関する規程を定めていること。
 - 16 機密漏洩防止に関する規程を定めていること。
 - 17 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ適確に遂行し得ること。
 - 18 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第五十一条の八第一項に基づく山梨県公安委員会の登録を受けていること（道路交通法第五十一条の九に基づく山梨県公安委員会の適合命令を受けており、当該命令に必要な措置を執っていないと認められる法人を除く。）。
 - 19 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかは問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）に次のアからエまでのいずれかに該当する者のいない法人であること。
 - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの
 - エ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 三 入札手続等
- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
郵便番号四〇〇〇〇三二 山梨県甲府市中央一丁目十番一号 山梨県警察本部
交通部交通指導課放置駐車対策担当 電話〇五五 二三五 二二二二

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成二十五年四月十九日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで三の1の交付場所において交付する。

3 入札及び開札の日時及び場所

平成二十五年五月十五日（水）午後二時 山梨県警察本部交通部交通企画課会議室

4 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

5 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると山梨県警察本部長が認めた入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを落札者とする。

四 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札金額の百分の五以上に相当する金額を入札保証金として納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類を平成二十五年四月九日（火）から同月二十五日（木）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで三の1の場所に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

5 契約書作成の要否

要

6 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づき長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、当該契約を解除することができる。

7 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the services to be required

Commission of Affairs Concerning Identifying Abandoned Vehicles within the

Precinct of Kofu Police Station, Yamanashi, 1 Set

2 Date and time for tender

2:00PM May 15, 2013

3 Bureau in charge

Illegal Parking Control Section, Traffic Enforcement Division, Traffic

Department, Yamanashi Prefectural Police Headquarters 10-1 Chuo 1-chome

Kofu-shi Yamanashi-ken 400-0032 Japan TEL 055-235-2121

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番